

# 登校（登園）証明書

様式1

## 保護者の方へ

学校感染症は学校保健安全法により、感染力のある期間に配慮して病状が回復し集団での生活が可能な状態となつてから、登校（園）するように定められています。登校（園）に際して主治医による登校（登園）証明書の提出をお願いします。

## 医療機関の方へ

証明書料につきましては荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。診察料は通常診療（健康保険）扱いです。なお、荒川区医師会所属医療機関以外での証明書料につきましてはこの限りではありません。

小学校・中学校・幼稚園 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者は、すでに症状が回復し集団生活に支障がない状態になったので登校（園）可能と考えます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関：

医師氏名：

印

○印	病名	登校（園）のめやす
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
	風しん	発しんが消失してから
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	主な症状が消え2日経過してから
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	その他（ _____ ）	

「学校保健安全法 第2章第4節 感染症の予防」より

## インフルエンザ診断・再登園日証明書 (保育園・こども園・幼稚園用)

・保護者の方へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、インフルエンザについては、主治医による「インフルエンザ診断・再登園日証明書」の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、こどもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。

・医療機関の方へ

令和5年1月より、医療機関の負担軽減並びに保護者・子どもの利便性を考え、季節性インフルエンザに限り従来の「登園証明書」から「インフルエンザ診断・再登園日証明書」に変更になりました。

本証明書料につきましては、荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。

診察料は通常診療（保険診療）扱いです。

なお、荒川区医師会所属医療機関以外での医療機関の本証明書料につきましてはこの限りではありません。

保育園・こども園・幼稚園 組

氏名 生年月日 年 月 日

上記の者は、下記の通りインフルエンザに罹患しています。

・インフルエンザ抗原検査 あり（検査日： / / ） なし（臨床診断による）

年 月 日 医療機関  
医師氏名 印

発症日・再登園可能日



	発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

登園の目安は、① 発症日翌日から5日間経過していること

② 解熱日翌日から幼児（乳幼児）にあっては3日経過していること

の両方を満たす必要があります。

解熱日 年 月 日（保護者の方が記載して下さい。）

再登園日 年 月 日（保護者の方が記載して下さい。）

# 新型コロナウイルス感染症 診断・再登園日証明書

## (保育園・こども園・幼稚園用)

### ・保護者の方へ

保育所・幼稚園等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を出来るだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、新型コロナウイルス感染症については、主治医による「新型コロナウイルス感染症診断・再登園日証明書」の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、こどもの健康回復状態が、集団での生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮下さい。

### ・医療機関の方へ

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が「2類相当」から「5類」へ移行することに伴い、「新型コロナウイルス感染症 診断・再登園日証明書」を発行いただくこととなりました。

本証明書料につきましては、荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。

診察料は通常診療（保険診療）扱いです。

なお、荒川区医師会所属医療機関以外での医療機関の本証明書料につきましてはこの限りではありません。

保育園・  
幼稚園・こども園 組

氏名 生年月日 年 月 日

上記の者は、下記の通り新型コロナウイルス感染症に罹患しています。

新型コロナウイルス感染症  
抗原検査・PCR検査 あり（検査日：    /    ） なし（臨床診断による）

年    月    日 医療機関

医師氏名 印

発症日・再登園可能日



	発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

登園再開の目安は、① 発症日翌日から5日間経過していること  
② 症状が軽快してから1日経過していること  
の両方を満たす必要があります。

症状軽快日 年 月 日（保護者の方が記載して下さい。）

再登園日 年 月 日（保護者の方が記載して下さい。）